

地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と
施策拡充に係る意見書

山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に、昭和40年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が制定され、国の政策支援が行われてきました。

山村地域は、国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化の防止等、多面的・公益的な役割を果たしています。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの問題を抱え、依然として厳しい状況にあるのが現実です。

このような状況下で、山村振興法の期限が平成27年3月末に到来することから、山村地域の現状と、果たす役割を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、次の事項の実現が図られるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. 「山村振興法」の延長及びその内容の充実を図ること。
2. 「山村振興法」の延長にあたっては、「森林・林業基本法」による施策の展開を踏まえつつ、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大等と定住の促進を盛り込むこと。
3. 上記の目標達成に向けて以下の施策を講じること。
 - ・森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出を図ること。また、原木買取価格の山元への還元をはじめ、地域林業の確立を図ること。
 - ・地域林業を指導する「フォレストー」「森林施業プランナー」の育成・確保及び、森林経営計画策定等について国の職員による技術的支援を行うこと。
 - ・林業事業体従事者の定住対策として、所得保障の支援と雇用改善を行った企業に対する税制優遇措置等、国としての具体的な施策を講じること。
 - ・山村地域の振興と林業事業体等による林業労働力を安定的に確保するため、国の事業の発注方式を改善すること。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
林野庁長官 様

平成26年12月18日
長野県南牧村議会

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使い相手に伝える、独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかし、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは「音声言語及び手話その他の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に改正された「障害者基本法」第3条では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められました。

さらに同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが求められています。

そこで、下記の事項を講ずるよう強く求めます。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

平成26年12月18日
長野県南牧村議会

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革においても医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化もされています。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しく、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標にとどめず、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、次の事項について要望します。

1. 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師、介護職員などを大幅に増員すること。
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
4. 病床削減・平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に見合った医療・介護を実現・充実させるために必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣 様

平成26年12月18日
長野県南牧村議会

介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護のニーズが益々増大するなかで、介護労働者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因ともなっており、深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、残念ながら抜本的な改善が図られていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237万～249万人の介護職員が必要になると推計し、そのために1年あたり6.8万～7.7万人の増員が必要としています。また安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題です。

介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円低い状況となっています。（全労連「介護労働実態調査」より）国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任において介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いていますが、これらの職員の処遇も介護職と同様であり、処遇の引き上げが必要となっています。

介護労働者の確保を図り、安全・安心な介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善対策を講じられるよう、次の事項について要望します。

1. 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁することなく国費で対応すること。
2. 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財 務 大 臣 様

平成26年12月18日
長野県南牧村議会